

隣接法律専門職種に対する裁判外紛争解決手続の
代理権の付与に関する検討状況

裁判外紛争解決手続の拡充・活性化

【現状】

裁判外紛争解決手続の存在や意義についての認識・理解が不十分

民間が行う裁判外紛争解決手続についての情報が不十分で、利用に際して不安感

裁判外紛争解決手続を積極的に利用しようとする際に支障となる制度上の制約

専門家の関与に弁護士法の制約

時効中断効がない、裁判との連携が十分に図られていないなど、利便性向上のための制度が未整備

【裁判外紛争解決手続に関する制度整備】

< 裁判外紛争解決促進法案 >

裁判外紛争解決手続の基本理念
国等の責務

国民の理解の増進
関係者間の連携強化

認証業務であることの独占表示

国民に「手続の選択の目安」を提供

専門家による裁判外紛争解決手続の実施

専門家が活用できる体制の充実

裁判外紛争解決手続の申立てによる時効の中断

裁判外紛争解決手続を行う場合の訴訟手続の中止

離婚協議等の調停前置原則の不適用

時効によって権利を失うこと等の不利益を心配することなく、裁判外紛争解決手続での和解交渉を行うことができる環境の整備

民間紛争解決業務の認証制度（申請は任意）

裁判外紛争解決手続を拡充・活性化

国民の多様な紛争解決ニーズに対応し、
裁判以外での紛争の解決を促進

< 各士業法改正 = 11 月中に具体的方向性 >

隣接法律専門職種等に一定の裁判外紛争解決手続の代理権を付与

専門家によるサポート(代理)の充実

隣接法律専門職種等に対するADR代理権の付与に関する検討の視点等

検討の視点

<社会的ニーズ>

弁護士以外の者が提供する法的サービスに対する社会的ニーズの存在

弁護士だけでは不十分な**特定の分野の専門的知見**に基づいた助言

コスト面等で弁護士の委任が事実上困難な**少額・簡易事案**での助言

+

<法律的・専門的能力>

法的サービスを公正・適確に遂行するに足る能力の具備

一定の**紛争分野**に関する**専門的知識・経験**

代理業務を行うために必要な**法律的能力**や代理人としての**倫理規律**



ADRの拡充・活性化
事案の性格・当事者の事情に
合った代理人の選択を可能に

検討項目

<固有の業務の内容や紛争解決への関与実績等を踏まえ、職種ごとに、
付与の対象となる範囲・条件に関し、以下の項目等について検討>

対象となる
紛争の種類

対象となる
紛争の規模

対象となる
ADR機関

弁護士の関与
(共同受任等)

能力担保措置
(研修・試験等)

隣接法律専門職種等の主な業務内容（現行制度）

	紛争性のある業務（法律事件に関する法律事務）		紛争性のない業務
	民・民間の紛争	行・民間の紛争	
司法書士	<ul style="list-style-type: none"> 140万円以下の民事紛争につき、簡裁における訴訟、調停、即決和解の代理、裁判外における和解の代理 	<ul style="list-style-type: none"> 登記、供託に関する審査請求手続の代理 	<ul style="list-style-type: none"> 登記、供託手続の代理 裁判所等への提出書類の作成
うち認定司法書士			
弁理士	<ul style="list-style-type: none"> 工業所有権（特許等）特定不正競争に関する仲裁事件の手続（経産大臣が指定する団体が行う手続に限り、当該手続に伴う和解の手続を含む。）の代理 工業所有権、特定不正競争に関する事項について、補佐人として出廷、陳述、尋問 	<ul style="list-style-type: none"> 審決取消訴訟の代理 工業所有権（特許等）に関する異議申立、裁定手続の代理 輸入差止手続の代理 	<ul style="list-style-type: none"> 工業所有権（特許等）の出願手続の代理 工業所有権、著作物に関する権利の売買契約、ライセンス契約等の締結の代理
うち付記弁理士			
社会保険労務士	<ul style="list-style-type: none"> 個別労働関係紛争解決促進法に基づき都道府県労働局（紛争調整委員会）が行うあっせん手続の代理 	<ul style="list-style-type: none"> 労働社会保険諸法令に基づく審査請求手続の代理 	<ul style="list-style-type: none"> 労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成、提出
土地家屋調査士		<ul style="list-style-type: none"> 不動産の表示の登記に関する審査請求手続の代理 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産の表示の登記の申請 不動産の表示の登記に関する調査測量
税理士		<ul style="list-style-type: none"> 税務代理（不服申立てにおける主張・陳述の代理等） 税務訴訟における補佐人としての出廷・陳述 	<ul style="list-style-type: none"> 税務代理（申告の代理等） 税務書類の作成
不動産鑑定士			<ul style="list-style-type: none"> 不動産の鑑定評価 不動産取引等に関する相談
行政書士			<ul style="list-style-type: none"> 官公署に提出する書類、権利義務等に関する書類の作成、提出 契約書類等の代理人としての作成

各隣接法律専門職種に係る検討状況

< 訴訟代理権が付与されている職種 >

【司法書士】

現行の主な業務内容（との関連業務）	主な要望事項	検討状況（方向性）	
(紛争性のある業務) ・ 140万円以下の民事紛争につき、簡裁での訴訟代理、裁判外における和解（ <u>A D R 機関における調停</u> を含む。）の代理 [認定司法書士のみ]	・ 140万円以下の民事紛争につき、 <u>A D R 機関における仲裁</u> の代理 [認定司法書士のみ] （注）140万円超の民事紛争についてのA D R代理も今後の課題として視野		

【弁理士】

現行の主な業務内容（との関連業務）	主な要望事項	検討状況（方向性）	
(紛争性のある業務) ・ <u>経産大臣指定のA D R 機関における特許、特定不正競争等に関する仲裁</u> （仲裁に伴う和解を含む。）の代理 ・ 特定侵害訴訟の代理（弁護士との共同受任事件に限る。）[付記弁理士のみ] 等 (紛争性のない業務) ・ 特許、 <u>著作物等に関する権利</u> の売買契約、ライセンス契約の代理 等	・ A D R代理の対象に <u>著作権に関する紛争</u> の追加 ・ 対象となる <u>A D R 機関の拡大</u> ・ A D Rでの <u>調停代理権の明確化</u> ・ A D R代理の対象を <u>不正競争全般に拡大</u>	×	

< 訴訟代理権が付与されていない職種 >

【社会保険労務士】

現行の主な業務内容（との関連業務）	主な要望事項	検討状況（方向性）
<p>(紛争性のある業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個別労働関係紛争解決促進法</u>に基づき都道府県労働局が行うあっせんの代理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個別労働関係紛争</u>について地労委が行うあっせんの代理 ・ <u>男女雇用機会均等法</u>に基づき都道府県労働局が行う調停の代理 ・ <u>民間ADR機関</u>が行う<u>個別労働関係紛争</u>のADR代理 ・ 開業社会保険労務士の<u>労働争議不介入規定（社労士法）の撤廃</u> 	<p><可とする場合の条件等></p>

【土地家屋調査士】

現行の主な業務内容（との関連業務）	主な要望事項	検討状況（方向性）
<p>(紛争性のある業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産の表示の登記に関する審査請求手続の代理 ・ <u>民・民間の紛争に関する業務はなし</u> <p>(紛争性のない業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産の表示の登記に関する調査測量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土地の境界が明らかでないことを原因とする紛争</u>のADR代理 	<p><可とする場合の条件等></p>

【税理士】

現行の主な業務内容（との関連業務）	主な要望事項	検討状況（方向性）	
(紛争性のある業務) ・ 税務訴訟における補佐人としての出廷・陳述 ・ 税務代理（不服申立てにおける主張・陳述の代理） <u>民・民間の紛争に関する業務はなし</u>	・ 税務の専門家として <u>A D R 主宰者(手続実施者)</u> 等の相談者として関与 ・ <u>租税法令の適用に関する民・民間の紛争等</u> の A D R 代理	×	将来課題とすることにつき、なお検討中
(紛争性のない業務) ・ 税務書類の作成、税務相談			

【不動産鑑定士】

現行の主な業務内容（との関連業務）	主な要望事項	検討状況（方向性）	
(紛争性のある業務) <u>紛争性のある業務はなし</u>	・ <u>地代家賃、借地借家等に関する紛争</u> の A D R 代理	×	将来課題とすることにつき、なお検討中
(紛争性のない業務) ・ 不動産の鑑定評価 ・ 不動産取引等に関する相談			

【行政書士】

現行の主な業務内容（との関連業務）	主な要望事項	検討状況（方向性）	
(紛争性のある業務) <u>紛争性のある業務はなし</u>	・ <u>140 万円以下の幅広い紛争(対象分野不特定)</u> の A D R 代理	×	将来課題とすることにつき、なお検討中
(紛争性のない業務) ・ 官公署に提出する書類の作成・提出 ・ <u>権利義務等に関する書類の作成</u> ・ <u>契約書類等の代理人としての作成</u>			